

# 付添人の役割と課題

## —国選付添人制度拡充にあたって—

立教大学大学院法務研究科教授

日本司法支援センター理事

廣瀬 健二

## I はじめに

先進諸国においては、少年の犯罪・非行には、成人の刑事手続・処分に対して、保護・教育的な修正を加える等の特則（少年法等）を設ける共通の制度（少年法制）がとられている。しかし、それぞれの制度の内容・刑事手続の修正程度には各国において相当な差異があるうえ、このような保護教育的な修正・運用に対しては各国において批判・異論もあり、歴史的な変遷もみられる。これは、刑事裁判・刑罰制度が有史以来、少なくとも数千年以上の長い歴史を有する確立されたものであるのに対し、少年法制は高々100年余の歴史しかなく未だ流動的な制度であること、少年によるものでも犯罪である以上、被害感情や社会の不安防止という犯罪対策が必要となるので刑事裁判・刑罰制度の差異が少年法制にも反映されること、少年の保護・教育の在り方には、各国の民族・宗教・国民性等を背景にした教育・福祉の制度等の影響を受けること、これらの犯罪対策と保護教育という矛盾しかねない要請のいずれを重視するかによって制度が相当変容することなどによるものといえることができる<sup>1</sup>。

我が国においては、1922（大正11）年に旧少年法（大正11年法律第42号）が制定されて翌年から施行された後、第二次大戦後の1948（昭和23）年に現行少年法（昭和23年法律第168号）が成立し翌年から施行されている。少年審判の対象としては、犯罪を犯した少年（犯罪少年）のみならず、同様の行為を行った14歳未満の刑事未成年者（触法少年）、問題行動を繰り返し犯罪・触法に及ぶ可能性が高い少年（虞犯少年）も挙げられていること（少年法3条。以下、少年法の表記省略）、少年のために特別な審判手続・保護処分等が規定されていること（22条・24条等）、専門的に少年事件を扱う機関が設けられていることなどは旧法と同様の骨組みともいえるが、現行法では保護教育主義が宣明され（1条）、後述するように、科学調査等が拡充され、その運用も相当に保護優先的なものが貫かれてきている<sup>2</sup>。

付添人は、このような少年審判手続（少年保護手続）において活動するものであり、その役割・在り方については、このような少年法の変遷が反映されるとともに、付添人の活動状況が判例の形成・変化も含む手続運営や制度の改革にも大きな影響を及ぼしてきた。また、付添人の意義・役割等に関する明確な規定がないため、その役割・性格等については解釈・運用に委ねられてきた。この点、弁護士が、憲法に明記され（憲法37条3項・34条）、刑訴法の関係諸規定においてその権限等が詳細に定められ、その役割にほぼ共通の理解が形成されているのとは大きく異なっている。もっとも、2000（平成12）年以降の法改正において、関係規定が徐々に整備され、その選任・活動の状況にも大きな変化が生じている。特に、先駆的な弁護士の精力的かつ熱心な活動、弁護士会の諸活動等によって関連する被疑者国選弁護が創設・拡大されているうへ、国選付添人制度の大幅な拡充を図る法改正が予定されている。そこで、本稿においては、これまでの付添人制度を概観したうへ、今後の付添人の在り方や課題等の検討を試みることにした<sup>3</sup>。

もっとも、私には裁判官としての実務経験（刑事・少年事件）及び法科大学院等での少年法、刑事訴訟法、刑事実務等の研究・教育等の経験しかないので、本稿はそれらを手がかりにしたものであることを初めにお断りしておく<sup>4</sup>。

## Ⅱ 付添人制度

前述のように、各国の少年法制には、刑事裁判手続に若干の保護教育的な修正を加えたものから、福祉中心の独立した手続まで、各制度の性格・内容には相当差異がある。このため、各手続で活動する付添人（これに相当する者）についても、各制度の性格等に応じて、刑事裁判的な少年手続では刑事弁護人的なものとなり、福祉・保護的な手続では少年の代理・支援者的なものとなるというように、その機能にも相当な差異が生じている<sup>5</sup>。

## 1 旧少年法の付添人制度

旧少年法42条ではじめて「附添人」（以下「付添人」と略記）が認められた。この付添人には、少年審判所が職権で付すものと本人、保護者等が許可を受けて選任するものがあったが、いずれの場合も、弁護士、保護事業従事者以外の者には少年審判所の許可が必要であった<sup>6</sup>。付添人に関する規定としては、同法42条のほか、審判期日出席（同法43条3項）、審判における意見陳述（同法44条1項）、少年の訓戒への立会（同法48条2項）がある。少年審判所の職権選任、すなわち国選付添人が認められていたことは注目すべきことといえるが、その活動状況については資料も乏しく残念ながら不分明である。この付添人は、立法経過等からみるかぎり、少年の供述能力の不備を補う補佐人的なものと考え<sup>7</sup>、弁護士が活動する場面は乏しかったようである<sup>8</sup>。

## 2 現行少年法の付添人

現行少年法では、10条に付添人を選任できる旨の規定が置かれたが、旧少年法の職権による選任（国選）と保護事業従事者に関する部分は削除された。付添人の権限規定については、証拠調べ（証人尋問・検証等）への立会（14条・15条）、保護処分決定に対する抗告・再抗告（32条・35条1項）、審判への出席（少年審判規則（以下「規則」と略記）28条）、意見の陳述（規則30条）、記録・証拠物の閲覧（規則7条2項）、身柄拘束（観護措置）中の少年との立会人無しの面会（少年鑑別所処遇規則39条2項）の規定が設けられたが、その役割・位置付け等に関する規定はおかれなかった<sup>9</sup>。

弁護士と付添人には刑事訴訟と少年審判という手続の差異に伴う権限の差異があるのは当然であるが、それ以外にも以下の差異がある。

①付添人の資格は、弁護士以外の者を選任するには家庭裁判所の許可が必要とされるほかには、特に制限はない。他方、弁護人は、弁護士からの選任が義務付けられ、弁護士以外の者（特別弁護人）の選任は、簡易裁判所・地方裁判所に限られ、裁判所の許可が必要であるうえ、地方裁

判所では他に弁護士である弁護人がある場合に限られている（刑訴法31条）。

②付添人の選任権者は少年及び保護者に限られているが、保護者は少年の意思に反しても付添人を選任でき、少年は保護者の選任した付添人を解任できないと解されている<sup>10</sup>。弁護人については、被告人、被疑者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹にも独立した選任権が認められている（刑訴法30条2項）。しかし、被告人、被疑者は、弁護人を解任できると解されている。

なお、裁判所の職権による選任（国選付添人）については後述する。

③選任数は、弁護士である付添人（弁護士付添人）が3人までとされ（規則14条1項）、それ以外の付添人には人数制限はないが選任自体、家庭裁判所の許可により、許可の取消も可能である。

被告人の弁護人数には原則制限がなく、特別の事情がある場合に、裁判所が3人までに制限できる（刑事訴訟規則26条）。被疑者の弁護人数は3人までが原則であり、特別な事情がある場合に管轄裁判所の許可を得れば増やすことができる（同27条）。

### 3 旧少年法と現行法の差異

旧少年法では、少年年齢が18歳までであったこと（旧少年法1条）、死刑、無期・短期3年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件及び16歳以上で犯した事件は検察官が不起訴にして送致した場合に限定されていたこと（同27条。検察官先議主義）、軍人・軍属（同3条）、大審院の特別権限事件（同26条）が除外されており、対象事件が相当限定されていた。このため、重大な犯罪や非行事実の認定に問題がある事件が少年審判所で扱われることは少なかった。そこで、少年審判は相当保護優先的な運用が行われており、弁護士が活躍するような事例は乏しかったようである<sup>11</sup>。

これに対して、現行法では、少年審判が非公開の職権主義的審問構造であることは引き継がれているが、少年の健全育成が法の目的に明記され（1条）、保護教育主義が宣明され、家庭裁判所調査官（以下「調査

官」と略記)が設けられるなど科学調査主義が強化され(7~9条)、保護主義が充実されている一方、少年の年齢が20歳に引き上げられたこと、犯罪少年の事件はすべて家庭裁判所に送致されること(41条・42条。全件送致主義)、刑事処分の選択も家庭裁判所が行うこととなったこと(20条。家裁中心主義)などの重大な変更が加えられ、少年審判の機能が大幅に強化されたのに、そのための規定整備の検討は行われず、抗告(32条)以外は、少年に対する権利保護、非行事実認定手続の整備のための規定も設けられなかった<sup>12</sup>。

## 4 少年法改正と付添人制度

### (1) 法改正の提言等

現行少年法は、前述のように、保護教育主義を宣明し、少年の立ち直りのために最適な処分を目指し、科学調査の結果を活用する職権主義的な審問構造がとられ、家庭裁判所が少年のために後見的役割を果たす。このため、刑罰を科し、しかも当事者主義がとられている刑事手続における弁護士とは異なり、付添人は必ずしも必要とは考えられず、旧少年法の国選付添人の規定は引き継がれなかった。

しかし、少年審判においても適正手続保障の趣旨から、弁護士付添人の選任は重視されるべきである。すなわち、少年は未成熟で十分な判断・表現の能力はなく、保護者もほとんどは法律的な知識は不十分であり、十分な少年の防御は困難である。裁判官の後見的な機能にも自ずから限界がある。非行事実の存否に争いがある事件、少年の保護環境調整のための活動が必要な事件など付添人の必要性が高い事件もある。

1966(昭和41)年以降の少年法改正論議の中でも国選付添人の必要性自体は認められ、1976(昭和51)年の法制審議会少年法部会の中間報告においても①国選の弁護士付添人制度を設けること、②年長少年(18歳・19歳)の死刑・無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪については検察官の審判出席と共に必要的付添事件とすることを提案しており、①の改正は、必要な場合に付添人の援助が得られるようにして

おくことが少年にが望ましいという点では異論はなかった<sup>13</sup>。しかし、この中間報告については保護処分の多様化などで運用上の対応は図られたものの、立法措置はとられないまま推移していた。

## (2) 2000（平成12）年の法改正

前述のように、家庭裁判所で扱われる少年事件の範囲が大幅に拡大されており、少年・保護者の権利意識の変化、付添人の活動などによって、非行事実の存否が深刻に争われ、その認定に家庭裁判所が困難を感じる事例やその事実認定の適否が批判にさらされる事例が続発したことなどを受けて、一部の裁判官の提案を契機に非行事実認定手続の改革のための法改正が検討され、2000（平成12）年に改正法が成立した<sup>14</sup>。すなわち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（22条の2第1項1号）及び死刑・無期・短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪（同2号）で、非行事実認定のために必要がある場合には検察官を審判出席させることができることとされ（22条の2。検察官関与）、検察官関与決定がされた事件については、検察官に抗告受理の申立て（32条の4）を認める一方、検察官関与決定がされた事件及び抗告受理決定がされた事件で弁護士である付添人（弁護士付添人）がない場合には国選付添人（22条の3第1項・32条の5）が認められた。同時に死刑、懲役、禁錮に当たる犯罪少年の事件で非行事実（動機・態様・結果等密接関連する重要事実を含む）認定に関し証人尋問、鑑定、検証を行う決定をし、または、行った場合に観護措置期間が特別に8週間まで延長できること（17条4項・9項）とされるとともに、付添人には、観護措置決定・観護措置更新決定に対する異議申立（17条の2）、証拠の申出（規則29条の3）、審判での少年への質問（同29条の4）が権限として明記され、また、追送資料受領の付添人への通知義務（同29条の5）も認められた<sup>15</sup>。検察官関与等この改正には異論も多かったが、国選付添人制度の必要性自体には異論はなく範囲をより拡大すべきではないかという議論がなされていた<sup>16</sup>。

### (3) 2007（平成19）年の法改正

触法少年の重大事件等を契機に、触法少年に対する警察の調査権限が定められ、触法少年の事件の送致手続が整備され、少年院収容の下限の引き下げが行われたのに伴って、その触法少年の事件調査に関しても付添人の選任が認められた（6条の2～6条の5）。また、国選付添人の対象が、犯罪少年の罪及び触法少年の触法行為で22条の2第1項各号にあたるもので観護措置がとられており、弁護士付添人がいない場合であり、事案の内容、保護者の有無等を考慮して必要性が認められる場合<sup>17</sup>にも拡充された（22条の3第2項）<sup>18</sup>。この改正による対象拡大により後述のように選任数も相当増加した。

### (4) 2008（平成20）年の法改正

犯罪被害者等基本法を受け閣議決定された犯罪被害者等基本計画に掲げられた「被害者等の被害に係る刑事に関する手続への参加の要請」を受けて、2007（平成19）年、刑訴法改正によって、刑事裁判手続に被害者参加制度が創設された（刑訴法316条の33以下）。少年審判に関しても、犯罪被害者等への配慮の充実として、被害者等による記録の閲覧謄写の範囲の拡大（5条の2）、被害者等の意見聴取対象者の拡大（9条の2）のほか、家庭裁判所は、犯罪少年及び触法少年（12歳未満を除く）による故意の犯罪行為または触法行為により被害者を死傷させた罪（22条の4第1項1号）、刑法211条の罪（いずれも傷害については生命に重大な危険を生じさせたとき<sup>19</sup>に限る）の被害者等から申出があり相当<sup>20</sup>と認めるときは、審判期日における審判の傍聴を許すことができることとされた（22条の4）。また、犯罪少年及び触法少年の事件の被害者等から申出があり、相当である場合<sup>21</sup>、家庭裁判所は審判期日における審判の状況を説明することとなった（22条の6）。家庭裁判所が前記傍聴の許可する場合には、あらかじめ弁護士付添人の意見を聴かねばならないこととされ、弁護士付添人がいない場合には国選付添人を付さなければならないものとされた（22条の5）<sup>22</sup>。

## 5 今回の改正案

### (1) 提案までの経緯

前記(3)の改正法には3年後の見直し条項が付されていた(附則3項)。これを受けて行われた意見交換会の意見及び2012(平成24)年7月の犯罪対策閣僚会議による再犯防止に向けた総合対策を踏まえて、同年9月法制審議会への国選付添人の拡充を含む少年法改正についての諮問がなされ、2013(平成25)年2月法務大臣に対してその改正を必要とする答申がなされ、検察官関与及び国選付添人の対象事件の拡大が盛り込まれた<sup>23</sup>。なお、併せて、「少年に対する刑事事件に関する処分の規定の見直し」も答申されている<sup>24</sup>。

前述のように、国選付添人を付することができる事件は、検察官関与決定の対象となる事件と同じ範囲とされており(22条の3第1項・2項)、今回の改正提案は、これを「死刑又は無期・長期3年を超える懲役・禁錮に当たる罪」に広げようとするものである。そこでそれぞれの制度趣旨等を確認すると以下のとおりである。

### (2) 検察官関与制度の意義

検察官関与の制度は、前述のように2000(平成12)年の改正で創設されたものであるが、その趣旨は以下のとおりとされていた。少年審判においても、事案の真相を解明し、非行事実を的確に認定することは、誤判、冤罪防止という人権保障のために要請されるのみならず、少年の問題性を調査し最適な処遇をして健全育成を図るという少年法の目的達成のために最も基本的かつ重要なものである。そして、大半の事件においては、裁判官、調査官の適切な職権行使によってこれが実現されているが、前述のように全件送致主義の下では、非行事実が激しく争われ、その認定のために証人尋問等証拠調べを尽くす必要がある事件も一定数生じる。このような事件では、裁判官が少年の主張の当否を吟味するため、刑事公判の検察官のような弾劾的な活動を行って少年と対峙する場合が生じる。その結果、少年に不信感をいだかれ保護教育的な審判運営や処分の効果が減殺されるような弊害も生じ得る。また、少年側とは異

なった観点からの証拠の収集・吟味を行うことが真実発見のためには重要であるが、家庭裁判所にはそのための適切な補助機関がない。検察官の少年審判への関与は、このような裁判官の多面的な役割負担の軽減、証拠の収集・吟味における多角的な視点の確保等によって適正な非行事実の認定を目指すものである<sup>25</sup>。

このような趣旨からは、検察官関与の必要性は、事件の性質や証拠関係によるのであって事件の重大性や罪名とは必ずしも関連せず、傷害、強制わいせつ、逮捕・監禁、業務上過失致死傷等でも検察官関与の必要性が指摘されていたため<sup>26</sup>、1999（平成11）年の内閣法案においては、「死刑又は無期・長期3年を超える懲役・禁錮に当たる罪」が対象とされていた<sup>27</sup>。しかし、検察官関与そのものに対する異論も強く、その後の議員提案及びその国会審議の結果、大幅にその対象事件は絞られ、2000（平成12）年の改正法では「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「死刑又は無期・短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪」（22条の2第1項）に限定されたものである<sup>28</sup>。

このような経緯をみると、今回の改正提案は、ほぼ当初の内閣法案の罪の範囲<sup>29</sup>に検察官関与決定の対象事件を広げようとするものであり、当初の提案の趣旨が受け入れられることとなったものということもできよう。

### （3）国選付添人制度の拡充

前述のように、国選付添人は、①2000（平成12）年の改正：検察官関与決定をした事件で弁護士付添人がない場合及び抗告受理決定があつて弁護士付添人がない場合（22条の3第1項・32条の5）、②2007（平成19）年の改正：検察官関与決定の対象事件で観護措置（17条1項2号）が取られており、弁護士付添人がない場合の犯罪少年及び触法少年、③2008（平成20）年の改正<sup>30</sup>：以上の事件のほか、被害者等に少年審判の傍聴を許す場合（22条の4第1項）に、少年に弁護士付添人がない場合（22条の5第2項）と、段階的に拡大されてきている。

国選付添人の対象事件の範囲は、いうまでもなく、その費用・報酬が

国家予算によって賄われるため、必要性が高く国民の納得を得られる範囲に限定されることはやむを得ない<sup>31</sup>。また、前記①の改正では、対象事件の範囲についての議論の解決に時間を要することも考慮して、検察官関与決定事件を対象としたが、前述のようにその対象事件が非常に限定されたうえ、家庭裁判所が検察官関与の必要性を厳格に審査してその決定をしてきたため、国選付添人の選任も非常に限定されることとなった。2001（平成13）年から2006（平成18）年までに検察官関与決定があった少年の人員は、年平均19.3人、国選付添人の選任は、年平均4.2件に過ぎなかった（付添人の選任状況については、後掲第1・2表・第1図参照）。このため、その拡大が求められており<sup>32</sup>、前記②の改正が行われ、非行事実認定の適正化のための検察官関与の範囲を超え、触法事件にまで広げられた。この改正によって、2008（平成20）年から2011（平成23）年では国選付添人の選任数は、342から512に増加したものの、2011（平成23）年の374は、同年の一般事件終局主人員中約0.8%、弁護士付添人選任数の4.7%に止まっており、さらなる拡大が求められてきた。特に、2004（平成16）年に刑事訴訟法が改正され、被疑者については、死刑、無期若しくは長期3年を超える懲役・禁錮に当たる事件で勾留状が発せられている場合に請求による国選弁護が認められた。このため、少年被疑者で国選弁護人が選任されている場合、事件が家庭裁判所に送致されると国選弁護人は地位を失い（42条2項）、非常に狭い範囲の前記国選付添人の対象事件（22条の3第1項・2項）以外では付添人を私選で選任するほかなくなる。その後、その事件が逆送（20条）されて刑事事件になると、国選弁護人の請求が可能となる、いわば国選付添人が谷間となるような事態が生じており、国選付添人の対象事件の拡大による解決が強く求められていた。

今回は、このような要望に応じて、前記①②の要件は変えずに、検察官関与対象の罪を被疑者国選弁護事件（刑訴法37条の2）の罪（必要的弁護事件・同法289条1項）と同じ範囲として、同様の範囲に国選付添人の対象事件を拡大させるものである<sup>33</sup>。

### Ⅲ 付添人の選任状況

1964（昭和39）年～2011（平成23）年までの付添人の選任状況は、第1表のとおりである。なお、1998（平成10）年以前は一般保護事件<sup>34</sup>の終局総人員、それ以降は、一般事件<sup>35</sup>の終局実人員による。後者は、通常、審判不開始で終局する簡易送致事件を除いたものであり、少年審判における付添人の活動が必要となる可能性が高い事件の趨勢を検討する資料として有用と思われる。また、ここ10年間の一般事件付添人選任人員の推移については、第1図のとおりである。

付添人選任率は、1964（昭和39）年には1.8％にすぎなかったが、2011（平成23）年には16.8％まで大幅に上昇している。この変化には後述の付添人扶助制度や少年保護事件付添援助制度が大きく寄与しているところである。もっともそれでも、未だ8割以上の事件においては、付添人は付されていない状況にある。

2011（平成23）年度の終局処分と付添人選任に関する状況をみたものが、第2表である。

付添人選任に関わる運用上の大きな要因として、家庭裁判所、法律扶助協会、弁護士会の三者協議によって1973（昭和48）年から実施されてきた付添人扶助制度があったが<sup>36</sup>、日本司法支援センター（法テラス）設立に伴って法律扶助協会が解散し、以降、日本弁護士連合会の少年保護事件付添援助制度として引き継がれ、法テラスへの業務委託（日弁連委託援助業務）として行われている<sup>37</sup>。また、2001（平成13）年ころから一部の弁護士会で、家庭裁判所と協議のうえ、当番付添人制度が実施されている。これは観護措置（17条1項2号）がとられ少年鑑別所に収容される少年に、裁判官がこの制度を告知し、少年から弁護士との面会を求める申出があった場合、無料で少年当番弁護士が少年に面会するものであり、少年の付添人選任権を実質的に保障しようとするものである。

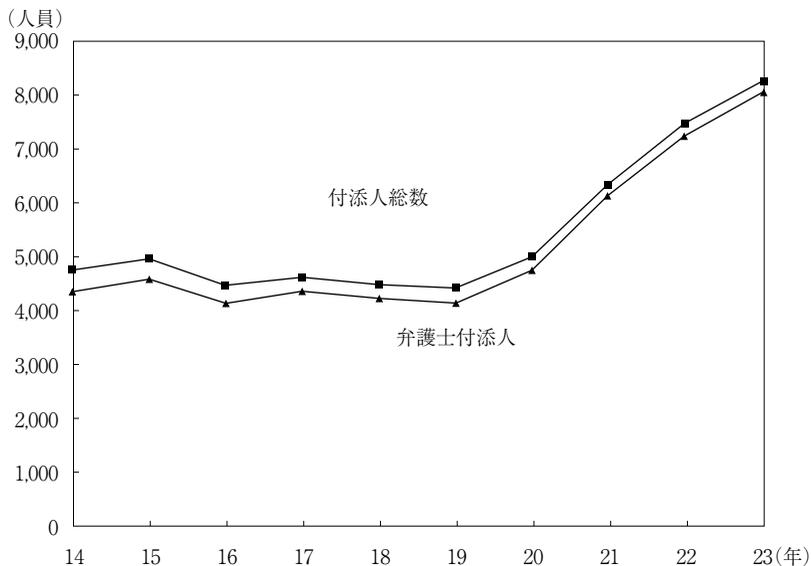
第1表 付添人選任歴年比較

年次	総数	付添人の割合 (%)	付添人あり							
			総数		弁護士		保護者		その他	
			人員	比率 (%)	人員	比率 (%)	人員	比率 (%)	人員	比率 (%)
昭和39年	232,117	1.8	4,181	100	1,984	47.5	1,925	46.0	272	6.5
40年	241,160	1.2	2,888	100	2,044	70.8	690	23.9	154	5.3
41年	231,990	1.2	2,700	100	1,867	69.1	682	25.3	151	5.6
42年	229,362	1.0	2,359	100	1,805	76.5	482	20.4	72	3.1
43年	228,183	0.9	2,065	100	1,693	82.0	295	14.3	77	3.7
44年	233,061	1.1	2,546	100	1,724	67.7	383	15.0	439	17.2
45年	233,804	0.7	1,681	100	1,477	87.9	193	11.5	11	0.7
46年	225,631	0.6	1,244	100	1,204	96.8	32	2.6	8	0.6
47年	205,447	0.5	926	100	891	96.2	29	3.1	6	0.6
48年	195,077	0.5	910	100	870	95.6	31	3.4	9	1.0
49年	195,362	0.4	862	100	835	96.9	20	2.3	7	0.8
50年	196,548	0.4	804	100	746	92.8	41	5.1	17	2.1
51年	206,868	0.4	827	100	734	88.8	72	8.7	21	2.5
52年	203,942	0.4	755	100	694	91.9	39	5.2	22	2.9
53年	226,009	0.5	1,208	100	1,161	96.1	2	0.2	45	3.7
54年	246,139	0.5	1,134	100	1,116	98.4	0	0.0	18	1.6
55年	265,738	0.5	1,397	100	1,364	97.6	2	0.1	31	2.2
56年	284,583	0.6	1,617	100	1,593	98.5	0	0.0	24	1.5
57年	298,896	0.5	1,604	100	1,577	98.3	0	0.0	27	1.7
58年	303,006	0.5	1,510	100	1,469	97.3	3	0.2	38	2.5
59年	294,570	0.6	1,627	100	1,574	96.7	6	0.4	47	2.9
60年	291,789	0.6	1,626	100	1,565	96.2	2	0.1	59	3.6
61年	290,870	0.6	1,639	100	1,583	96.6	5	0.3	51	3.1
62年	293,989	0.5	1,613	100	1,502	93.1	3	0.2	108	6.7
63年	293,785	0.6	1,772	100	1,658	93.6	4	0.2	110	6.2
平成元年	278,874	0.6	1,795	100	1,694	94.4	5	0.3	96	5.3
2年	268,087	0.7	1,975	100	1,872	94.8	6	0.3	97	4.9
3年	250,239	0.8	2,077	100	1,967	94.7	5	0.2	105	5.1
4年	236,994	0.9	2,242	100	2,154	96.1	5	0.2	83	3.7
5年	215,139	1.1	2,383	100	2,270	95.3	14	0.6	99	4.2
6年	203,217	1.1	2,211	100	2,074	93.8	27	1.2	110	5.0
7年	188,409	1.2	2,257	100	2,116	93.8	26	1.2	115	5.1
8年	188,683	1.4	2,675	100	2,477	92.6	47	1.8	151	5.6
9年	204,824	1.5	3,139	100	2,968	94.6	31	1.0	140	4.5
10年	214,304	1.6	3,380	100	3,131	92.6	49	1.4	200	5.9
11年	78,129	4.4	3,443	100	3,149	91.5	61	1.8	233	6.8
12年	76,686	5.1	3,903	100	3,580	91.7	51	1.3	272	7.0
13年	79,928	5.5	4,407	100	4,067	92.3	51	1.2	289	6.6
14年	83,609	5.7	4,745	100	4,346	91.6	99	2.1	300	6.3
15年	81,511	6.1	4,960	100	4,583	92.4	105	2.1	272	5.5
16年	78,916	5.7	4,467	100	4,134	92.5	62	1.4	271	6.1
17年	70,017	6.6	4,623	100	4,358	94.3	56	1.2	209	4.5
18年	63,551	7.1	4,486	100	4,230	94.3	60	1.3	196	4.4
19年	59,636	7.4	4,421	100	4,147	93.8	67	1.5	207	4.7
20年	53,993	8.9	4,826	100	4,601	95.3	43	0.9	182	3.8
21年	54,209	11.7	6,344	100	6,137	96.7	45	0.7	162	2.6
22年	53,569	13.9	7,472	100	7,246	97.0	61	0.8	165	2.2
23年	48,825	16.8	8,216	100	8,032	97.8	35	0.4	149	1.8

(注) 1 司法統計年報による。

2 平成10年以前は一般保護事件の終局総人員、平成11年以降は一般事件の終局実人員による。

第1図 一般事件付添人選任人員の推移



(出典) 家庭裁判月報65巻2号30頁

第2表 一般事件の付添人種類別終局処分別表 (平成23年)

区 分	終 局 主 人 員	検 察 官 送 致 ( 刑 事 処 分 相 当 ) (%)	保 護 処 分				兒 童 相 談 所 長 等 送 致 (%)	不 処 分 (%)	審 判 不 開 始 (%)
			総 数 (%)	保 護 観 察 (%)	兒 童 自 立 支 援 (%)	施 設 等 送 致 (%)			
総 数	48,231	0.4	32.7	25.6	0.6	6.6	0.4	20.2	46.2
付添人なし	40,091	0.2	21.1	19.3	0.2	1.6	0.4	23.0	55.4
付添人あり	8,140	1.4	89.9	56.6	2.2	31.1	0.8	6.7	1.2
弁護士	7,957	1.4	90.2	56.4	2.2	31.6	0.8	6.4	1.1
うち私選	7,583	1.0	90.3	58.0	2.2	30.1	0.8	6.7	1.2
うち国選	374	9.1	89.6	24.3	2.7	62.6	0.3	1.1	—
保護者	35	—	88.6	80.0	—	8.6	—	11.4	—
その他	148	—	73.6	61.5	1.4	10.8	1.4	20.9	4.1

(注) 1 終局主人員による。

2 比率は終局主人員に対するものである。

(出典) 家庭裁判月報65巻2号56頁

なお、弁護士ではない少年友の会の付添人も同時に運用されているが、2002（平成14）年ころの300件程度をピークに減少傾向にある<sup>38</sup>。

## IV 付添人の役割論

以上の付添人に関する制度・権限・選任状況等の概観を前提として、付添人の役割について、考察を加えていくこととする。

### 1 少年の保護・後見的な役割

この役割は、諸外国において制度の相違や歴史的変遷等があるにもかかわらず、本質的かつ重要なものというべきである。少年法制が、少年の未成熟性等を理由として保護・教育的な配慮を加えるというものである以上、このような制度の下では、保護・後見的な役割が求められるのは当然のことであるからである。もちろん、それぞれの制度の性格に応じてその発現の形態や程度は相応に異なってくる。

福祉・保護中心の制度においては、この役割が前面に出て、文字通り、中心的なものとなり、それを担う者も弁護士等の法律家に限られず、親・親代わりの者が相応しいことになる。このような場面では、福祉・教育・心理等の専門家や少年の保護・教育に熱意・関心があり、知識・経験等が豊富な人たちなども付添人の適任者となり得る。

他方、少年の権利擁護が重視される刑事裁判の要素が強い手続においては、弁護人的な活動・性格が前面に出ることになり、保護・後見的な役割は背後に退いているような状況となる場合が多いと思われる。しかし、いかに権利保護が重要な機能となったとしても、未成熟で傷つきやすい少年に対応する者である以上、単なる法的代理人・代弁者では足りないはずである。少年の更生・保護・福祉等の観点に基づき、少年の教育・更生改善に資する「最善の利益」を追求する、少年を不当に傷つけないように「情操の保護」に細心の注意を払う（規則1条2項参照）という配慮を欠かすことはできない<sup>39</sup>。

## 2 少年の権利擁護・手続の監視者的な役割

この役割については、少年の刑事裁判手続における刑事弁護人としての活動がその典型例であろう。他方、その対極ともいえるべき保護・福祉中心の手続においては、この役割は背後に退くようにみえるが、このような手続においても、施設収容等の少年の権利に対する重大な制約も行われ得るのであって、それが不当に行われないように活動すること、処分決定に至るまでに少年の希望・言い分等を聴取してそれが手続・処分にてできるだけ反映されるように努め、少年の納得を得られるような手続が履践されるように配慮・支援することなど、少年の権利保護・手続監視の側面の活動は、やはり重要なものというべきである。

## 3 付添人の役割論の意義

付添人の役割について、刑事弁護人とは異なり、少年審判手続・処分等実現のための協力者であるとの協力者論<sup>40</sup>と、少年の権利保護のため、家庭裁判所と対立しても少年の法的代理人として活躍するべきであるとする刑事弁護人に近い少年の権利保護者としてのパートナー論<sup>41</sup>などが戦わされてきたが、権利保護の必要性が意識されるに従って後者の論調が強まってきている<sup>42</sup>。そして、この流れは、前述のような法改正によって、権利保護のための手続関与や権限拡充などの規定が整備されてきている状況<sup>43</sup>をみれば、自然なものということもできると思われる。しかしながら、少年の未熟性や保護・教育的な審判手続の理念・構造等に照らせば、付添人に審判協力者の役割があることは明らかである。これらの議論は、法理的な考究という側面よりも、それぞれの論者が目指すところを強調する実践論としての側面が強く、それぞれ歴史的・機能的な意義は果たしてきたといえようが、問題点も孕んでいるものと思われる。そもそも、少年事件は、調査（触法・虞犯・福祉手続）・捜査（刑事手続）、調査・審判（少年保護手続）、刑事公判（刑事手続）と、それぞれ制度・性格の異なる手続が複合的に交錯して展開されている。このため、各手続の性質やその活動の場面・内容によって、付添

人・弁護人の役割・在り方にも違いがあらわれてくる。少年事件の付添人・弁護人には保護・教育的な手続・処分に対する協力者と権利保護・手続監視者等の両面をもつものであることは否定し難く、時には相反する要請にいかん適切に対応するかが本質的な課題というべきである<sup>44</sup>。従って、付添人の役割についての一元的な理解には限界、弊害があり、各手続の段階・状況等に応じた具体的な利益衡量に基づく分析・検討が重要である。しかし、ここでその詳細に立ち入る余裕はないが、幸い、この点については、三浦透判事の適切かつ詳細な分析があるのでそれに譲り<sup>45</sup>、その後の問題、現在の状況に即した課題等について補足することとする。

## V 国選付添人拡大に際しての付添人の役割・課題

国選付添人は、既に述べたように、国民の税金によってその報酬・費用等が賄われる制度であるから、そこには国費を投入するに足りるだけの必要性和有効性が認められなければならない。これは、立法成立までの国会審議で必要性・有効性が認められるだけでなく、制度施行後も予算の執行、制度見直し等において検証されていくことになる。運用が不適切であると評価されれば制度の減縮・廃止等もあり得る。まず、このような評価・検証に耐えうる弁護士付添人の適切な活動が求められることを肝に銘ずべきである。

そこで、前述の少年の最善の利益の追求、少年の情操保護への配慮は当然の前提として、以下、その他の留意点について触れる。

### 1 専門知識・技量の活用

国選付添人は弁護士のみとされている。少年の権利保護、適正な手続実現のために刑事弁護人と類似した活動が求められるが、刑事手続の捜査・公判においても、運用上のものも含む少年事件の特則がある。また、少年事件が家庭裁判所に受理された後は、審判手続が刑事裁判とは

相当異なるうえ、少年鑑別所、調査官等の特別な機関があり、処遇選択も保護処分のほか、審判不開始、不処分、試験観察、児童福祉機関送致、検察官送致など幅広いものがある。それぞれについて十分な理解がなければならないのはいうまでもない。

この点について、前述のような役割論議がなされた背景に、付添人の中に少年審判の制度・目的、刑事弁護との差異等に理解不足な者が少なくないことが指摘されていたが、近時でも同様の指摘がある<sup>46</sup>。また、少年法は、司法試験科目ではないうえ、法科大学院でも選択科目としての開講も少なく、家庭裁判所の実務修習中の短期間以外にはほとんど学ばずに弁護士となる場合も少なくなく、抜本的な制度改革が望まれるところである。当面、付添人活動の蓄積に基づく種々のマニュアル<sup>47</sup>や弁護士会の研修等の活用が有効な対策となろう。

## 2 秘密保持

少年事件では、少年の情操を保護し、その問題点に即した最適な処遇決定をするため、非公開・非公表の原則がとられているが（22条2項・61条）、これは保護教育主義の少年法の本質的な要請に基づく基本原則であり欧米諸国でも行われている<sup>48</sup>。このため、調査官や少年鑑別所技官により、少年・保護者、少年の保護・教育に資する関係者と厳格な守秘を前提とした調査・分析が行われ、人前では到底述べられないような少年自身や家族等の深刻な情報（例えば、出生の秘密、親子・親族の複雑な関係、病気や遺伝等の負因、性的虐待等）も含む調査結果が少年調査記録（社会記録）に記載されている。付添人には社会記録を含めた秘密情報が開示されるので、法律実務家に守秘は不可欠の素養であるが、少年への伝達の可否・時期・方法等も含めて、その取扱には、調査官や裁判官に助言を求めることも含め、極めて慎重な配慮が要求されることを銘記すべきである。

### 3 新制度への対応

#### (1) 触法少年の調査

2007（平成19）年の法改正によって触法少年の調査に関する警察の権限、少年院収容下限の引き下げ等とともに弁護士付添人の選任規定が設けられたが、国選付添人は認められておらず、前述の付添援助業務の対象ともされていない。ここで選任される付添人（6条の3）の権限等は、少年保護手続の付添人と同様と解されている<sup>49</sup>。この調査は、基本的には児童福祉手続の前提となるものであり、警察は調査終了後、児童相談所等への事件送致が義務付けられる（6条の6）。しかし、児童福祉手続においても、触法行為の正確な内容等は、児童に対する指導・措置（児童福祉法26条以下）の重要な前提となること、触法事件についても家庭裁判所に送致され、その調査・審判の対象となり得ること、特に、重大触法行為については、児童福祉機関から家庭裁判所への送致が原則義務付けられていること（6条の7第1項）から、少年保護手続における付添人と同様の活動が求められる。また、事情聴取等の任意調査（6条の4）のほか、捜索・押収等の強制調査も認められた（6条の5）ので、警察の調査に対しては捜査段階の弁護人に類似した準抗告等も含む活動が要請されよう<sup>50</sup>。なお、児童福祉手続でも強制的措置許可申請事件（6条の7第2項）については、少年保護事件付添援助の対象となる。

#### (2) 被害者等の審判傍聴

前述のように2008（平成20）年の改正で導入されたが、前述の非公開原則の例外であり少年の萎縮等の弊害も指摘されたことから、傍聴許可には付添人への求意見が要件とされ、付添人がない場合には国選付添人が選任されることとなった（22条の4・22条の5）<sup>51</sup>。家庭裁判所においては、付添人から、少年の心身の状態、被害者と少年との従前の関係、被害者等の状態、被害弁償・慰謝の措置の状況など傍聴の相当性に関する情報を幅広く聴くのみならず、傍聴が許可された場合にも被害者等の一時退室措置の要否、被害者等からの意見聴取の実施方法などにつ

いて意見を聴く運用が励行されているようであるので<sup>52</sup>、付添人においては、調査官や裁判官と積極的に意見交換して、被害者等の審判傍聴の弊害や問題点を率直に伝えて対応措置を求めるべきである。

#### 4 刑事公判

弁護人の活動であり、既に紙数を超えているので、問題点のみ指摘しておく。

少年の刑事公判手続についても、少年法の基本原則は適用があるとされているのに（50条・1条）、取扱の分離（49条）以外には具体的な特則はない。加えて、裁判員裁判、被害者の手続参加は成人同様に実施されているため、課題は多く、しかも、相当深刻である。手続公開の制限、手続への調査官関与など欧米諸国並みの法改正が望まれるところである。しかし、残念ながら、当面、法改正の見通しは立っていない。この分野は、従前、件数も少なく、実務運用の蓄積も学問的な研究も不十分な状況である。現状では、弁護人の働きかけによって運用上可能な改善努力を尽くすほかないであろう。

なお、被告人国選弁護制度が適用されるので、被告人が請求し資力要件等をみたしていれば、国選弁護人が付される。弁護方針等については、既に述べたように、少年の情操保護に配慮し、その最善の利益を追求すべきである。また、55条移送の申し立ては可能であるので、少年の要保護性・保護処分許容性・保護処分相当性<sup>53</sup>についても検討することが必要である。

## VI おわりに

最初に触れたように、付添人の活躍には目覚ましいものがあり、今回の改正も含む少年法改正の原動力の一つとなってきたことは間違いない。これらは熱意溢れる弁護士の献身的な活動や弁護士会の粘り強い活動の顕著な成果といえ、少年事件に長く関わった者としては、深い敬意

を表したいと思う。しかし、同時に、現状では、前述したような種々の懸念も禁じ得ないところである。

少年の保護教育を目指し、調査官による調査、家庭裁判所の後見的機能が発揮される職権主義的審問構造の現行法では、国選付添人は必要と考えられなかったことに加え、被害者の公的支援との対比も消極の論拠とされている。いずれも一応首肯し得る議論である。しかし、少年事件では、本人の未熟性に加えて、保護者、特に逮捕・勾留されたり、少年院送致が問題となるような少年の保護者には、保護の意思・能力に問題のある者が少なくないこと、自白事件でも審判手続・処分等の理解も不十分で、適切な説明・助言がないと争うことも難しい事例や弁護士がついてはじめて問題点が顕在化する事件も少なくないことから、施設収容等の処分が想定される事件では国選付添人の必要性は認められるといえよう<sup>54</sup>。

今回の国選付添人の大幅な拡大に対して、質・量ともに弁護士側が十分に対応できるのか注目されるところである。2000（平成12）年の改正の際、国選付添人制度拡充への懸念払拭のため、少年審判に適する弁護士の大量養成、付添人活動の充実が提言されていた<sup>55</sup>。この点について、今回の対象事件拡大に際しての弁護士の状況は、量的にはともかく、質的には残念ながら懸念が残されているといわざるを得ない。

弁護士会をはじめとする関係者の一層の努力によって今回の改正の趣旨に沿う運用が実現されることを念じつつ、本稿を閉じることとする。

#### [注]

- 1 詳細は、田宮裕＝廣瀬健二『注釈少年法（第3版）』（以下「注釈少年法」と略記）3頁以下参照。
- 2 14歳から18歳の少年に対しては、刑事手続、少年保護手続、児童福祉手続が併存・競合して対応する複雑な制度となっている。もっとも、14歳未満の少年の事件はほとんどが児童福祉手続、14歳以上の少年の事件は、そのほとんどが少年保護手続で扱われるという保護・福祉を重視した運用がなされている。すなわち、

児童福祉機関から家裁に送致されてくるのは年間数百件程度（触法少年は1万数千人はいるので2%以下）である。また、家裁から刑事裁判に送る犯罪少年の検察官送致は数%（一般事件では1%未満）、児童福祉手続送致は1%に満たないという運用状況が続いており、各手続相互間の移送・連携には非常に消極的な運用が続いている（注釈少年法18頁以下参照）。

- 3 少年に対する刑事事件の弁護人についても、少年の刑事事件に少年法が適用されることや少年の未熟性などから、成人の場合とは異なった対応・役割が求められること、付添人の活動と連続して影響を与えるものであるため、本稿では弁護人についても併せて検討する。
- 4 付添人に関する近時の注目すべき論考として、三浦透「付添人の役割について」家月59・4・1（裁判官）、山崎健一「付添人から見た少年事件実務の課題」家月63・3・1（弁護士）がある。また、付添人活動の蓄積を反映し、弁護士による付添人活動のための実務マニュアルも各種整備され、相当充実してきている（例えば、福岡県弁護士会子どもの権利委員会『少年事件付添人マニュアル（第3版）・少年のパートナーとして』（2013年）、日本弁護士連合会全面的国選付添人制度実現本部『日弁連付添人活動マニュアル』（2012年）、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会『少年事件マニュアル（全訂第3版）』（2012年）、第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会『新少年事件実務ガイド（第2版）』（2009年）、大阪弁護士協同組合『少年事件実務マニュアル（改訂版）』（2009年）、横浜弁護士会子どもの権利委員会『少年事件ハンドブック』（2008年）など）。また、刑事弁護については、司法研修所編『平成23年版刑事弁護実務』日本弁護士連合会刊等がある。
- 5 英、米、独、仏の付添人的な役割の者については、浜井一夫＝廣瀬健二＝波床昌則＝河原俊也『少年事件の処理に関する実務上の諸問題』14頁以下（米）、37頁（イングランド・ウェールズ）、54頁（スコットランド）、71頁（ドイツ）、94頁（フランス）、斉藤豊治＝守屋克彦『少年法の課題と展望第2巻』68頁以下（山崎俊恵・アメリカ）、同89頁以下（赤池一将・フランス）、同107頁以下（武内謙治・ドイツ）参照。
- 6 旧少年法42条は以下のとおりであった。
  - ①少年審判所審判ヲ開始スル場合ニ於テ必要アルトキハ本人ノ為附添人ヲ附スルコトヲ得
  - ②本人、保護者又ハ保護団体ハ少年審判所ノ許可ヲ受ケ附添人ヲ選任スルコトヲ得
  - ③附添人ハ弁護士、保護事業ニ従事スル者又ハ少年審判所ノ許可ヲ受ケタル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ
- 7 森山武市郎『少年法』63頁、三浦・前掲20頁参照。なお、この裁量的国選付添人

- 制度には、審判に当たっての手續の公正の観点からの配慮を払おうとしたものと解されるとの指摘もある（森田明『日本立法資料全集18大正少年法上』38頁参照）。
- 8 「座談会 少年法50年を回顧して」ケース研究126号17頁、浜井ほか・前掲119頁。
  - 9 付添人規定の現行法制定過程については、三浦・前掲20頁以下。
  - 10 独立の選任・解任の制限は、少年の未熟性が根拠とされている（注釈少年法134頁）。
  - 11 浜井ほか・前掲119頁参照。
  - 12 浜井ほか・前掲127頁・145頁参照。
  - 13 少年法部会での審議経過及び中間報告については、法務省刑事局「法制審議会少年法部会審議経過中間報告の内容説明」家月29巻7号111頁以下。
  - 14 法改正に向けた総合的な検討・提言として、浜井ほか・前掲書のほか、廣瀬健二「少年審判における非行事実認定手續」犯罪と非行108号4頁、猪瀬慎一郎「少年審判制度の現状と展望」ジュリ1087号36頁、守屋克彦『現代の非行と少年審判』295頁、八木正一「少年法改正への提言」判タ884号37頁など参照。
  - 15 他の改正規定として、裁定合議制の導入（裁判所法31条の4）があり、また、議員立法の直接的契機となった処分の在り方の見直し（逆送年齢の制限廃止（20条1項）、原則逆送（20条2項）、刑の緩和の限定（51条2項）等）、被害者への配慮の充実（記録の閲覧謄写（5条の2・3）、家庭裁判所による意見の聴取（9条の2）・審判結果通知（31条の2）、保護者への措置（25条の2）などがある。
  - 16 佐伯仁志「少年の権利保障と付添人」ジュリ1152号70頁以下参照。平成12年の改正については、入江猛「少年法改正の経緯と改正の概要」ひろば54巻4号4頁参照。
  - 17 具体的には、事案の内容としては犯罪・触法行為の動機・態様、行為後の情况等、保護者の有無のほか、保護者の監護能力・意欲・監護の状況（放置・虐待等は積極事由となる）、少年の性格・年齢・能力・環境等が考慮される（注釈少年法263頁）。
  - 18 他の改正として、保護観察中の少年の遵守事項違反に対する保護観察所長の警告及び施設送致申請（26条の4、更生保護法67条）、保護観察所長・少年院長の保護者に対する措置（少年院法12条の2、更生保護法59条）などがある。

この改正の経緯及び概要については、川淵武彦＝岡崎忠之「『少年法等の一部を改正する法律』の概要」ジュリ1341号38頁、川出敏裕「少年法の一部改正に至る議論と背景」ひろば60巻10号4頁、廣瀬健二「改正少年法成立の意義と課題」刑事法ジャーナル10号2頁参照。
  - 19 生命に重大な危険とは、被害者が死亡に至る蓋然性が強い場合、すなわち、危篤に陥ったり、医療措置をやめればすぐ死亡すると考えられる場合で、それが傷

害との因果関係がある場合である（注釈少年法267頁参照）。

20 相当性は、非公開原則が担保してきた適正な調査・審判、最適な処遇選択の実現と審判を傍聴したいという被害者等の心情・要望の尊重の双方の調整判断となる。考慮すべき事項として「少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情」が挙げられている。「事件の性質」として、いじめの被害者による加害者への傷害事件、暴走族や不良集団の抗争事件の場合、「審判の状況」として、被害者の証人尋問が予定されている場合、少年の要保護性判断のため、少年や関係者からプライバシーに深く関わる事情を聴取する場合、「その他の事情」として関連事件の調査・審判の状況、傍聴を求める者の人数等が挙げられている（注釈少年法264頁以下参照）。

21 不相当とされる事例として、被害者等が説明内容をみだりに公表する危険性が高い場合、少年の深刻なプライバシーに関する事情がとりあげられた場合の供述内容等が挙げられている（注釈少年法277頁）。

22 他の改正として、家庭裁判所の管轄であった成人の刑事事件（福祉犯罪）の地方裁判所等への移管（37～39条削除）がある。改正法成立の経緯と概要については、飯島泰「少年法の一部を改正する法律の概要」ジュリ1364号76頁、飯島泰＝親家和田＝岡崎忠之『『少年法の一部を改正する法律』の解説』家月61巻2号1頁参照。

23 法制審議会への諮問の経緯、同審議会における審議の経過および答申の詳細については、榊清隆「少年法改正の経緯と概要」刑事法ジャーナル36号63頁参照。

24 この点については、榊・前掲65頁以下のほか、植村一郎「少年刑の改正」刑事法ジャーナル36号76頁以下等参照。

25 詳細は、浜井ほか・前掲313頁以下参照。

26 注釈少年法（改訂版）230頁。

27 内閣法案では、このほかに、被害者の死亡の結果を含む犯罪で検察官の申出のある場合にも公益的な観点から出席を認める規定も盛り込まれていた。詳細については、甲斐行夫「少年法の整備に関する諮問第43号に係る法制審議会少年部会における審議経過について」現代刑事法5号13頁参照。

28 この点の平成12年改正の審議の経過等については、入江猛『『少年法等の一部を改正する法律』の趣旨及び概要』現代刑事法24号29頁参照。

29 ただし、触法少年の事件が含まれている分、拡張される一方、前記公益的な出席（注27）は含まれていない。

30 この改正については、飯島泰「少年法の一部を改正する法律の概要」ジュリ1364号76頁。

31 浜井ほか・前掲338頁注10。

- 32 例えば、注釈少年法〔改訂版〕116頁。
- 33 今回の改正案について、小木曾綾「少年手続における国選付添人および検察官関与の範囲拡大」刑事法ジャーナル36号70頁は、保護教育手続における、正確な非行事実認定の必要性、再犯予防のための弁護士付添人の必要性を認める一方、被疑者国選弁護の範囲の限定、被害者に対する公的弁護士支援の不十分さ、家庭裁判所が責任を負う少年審判の構造を弁護士付添人の範囲限定の論拠としている。
- 34 一般保護事件は、少年保護事件から道路交通法違反事件及び自動車者の保管場所の確保等に関する法律違反事件を除いたものである。
- 35 一般事件は、一般保護事件から業務上（重）過失致死傷事件及び危険運転致死傷事件を除いたものである。
- 36 名古屋・東京について、家月25巻11号143頁、横浜について、家月30巻3号141頁、岡山について、家月32巻2号115頁、岐阜・京都について、家月33巻7号184頁、仙台について、守屋・前掲350頁等参照。
- 37 日本弁護士連合会『法テラス委託援助業務利用の手引〔弁護士用〕』（2012年）参照。
- 38 荒井史夫「少年事件の付添人」ICHIBEN Bulletin（第一東京弁護士会会報）484号巻頭言参照。少年友の会の付添人活動については、古田浩「少年審判と付添人活動」ケース研究265号43頁、東京少年友の会「少年友の会の付添人活動について」ケース研究287号29頁、守屋・前掲382頁等参照。
- 39 この点、成人の被疑者・被告人の刑事弁護人が、本人の利益を後見的な観点からの検討も行いつつも、最後は本人の意向に従うべきであるとされていることは差異があつてしかるべきであろう。そして、この差異は少年の弁護士・付添人について、十分に認識・自覚されなければならないところと思われる。この点について、刑事手続化・刑罰化が進み当事者主義が当然とされているアメリカの少年事件の弁護人にも「子どもの最善の利益」追求が大きな課題とされていること（山崎・前掲84頁）はそのあらわれといえよう。
- 40 柏木千秋『改訂新少年法概説』66頁、団藤重光ほか『少年法』（森田宗一執筆部分）132頁、司法研修所『三訂少年法概説』42頁、猪瀬慎一郎「少年審判における『法の適正な手続』」『家庭裁判所の諸問題・下巻』100頁、平場安治「少年法における保護主義と適正手続」家月26巻7号12頁等。
- 41 多田周弘「少年保護事件におけるデュー・プロセスの実現のための覚書（下）」判タ638号37頁、団藤重光ほか『少年法（第2版）』103頁、的場武治「少年手続における附添人制度の検討」判タ287号46頁、高井吉夫「付添人制度と適正手続について」判タ287号58頁、多田元「附添人の役割と活動」自由と正義42巻9号138頁、城戸浩正「少年事件と弁護士の役割」『変革の中の弁護士』307頁等参照。

- 42 注釈少年法137頁、三浦・前掲26頁以下等。
- 43 触法調査には弁護士付添人の選任のみ規定（6条の3）が設けられ、国選付添人についても弁護士付添人のみが認められている（22条の3・22条の5）。
- 44 三浦・前掲33頁以下、収容処分との関係について、守屋・前掲356頁以下参照。
- 45 三浦・前掲37頁以下参照。
- 46 高麗邦彦＝岡崎忠之＝内田暁『少年審判の傍聴制度の運用に関する研究』263頁。
- 47 注1掲記のもののほか、第一東京弁護士会少年法委員会『付添人のための少年院入門』（2011年）なども有用である。今後、このような資料的なマニュアルの整備も望まれるところである。また、スタッフ弁護士の活躍すべき場面ともいえよう。
- 48 詳細は、注釈少年法230頁、487頁参照。
- 49 注釈少年法98頁参照。
- 50 注釈少年法102頁参照。
- 51 詳細は、注釈少年法264頁以下、運用状況も含めて、高麗ほか・前掲4頁以下、山崎・前掲5頁以下参照。
- 52 高麗ほか・前掲260頁以下参照。
- 53 注釈少年法474頁参照。
- 54 佐伯・前掲75頁、守屋・前掲352頁参照。
- 55 佐伯・前掲76頁。